令和元年度 国土交通省 「地域の空き家等の流通モデルの構築に関する調査検討業務」

地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業 実施者募集要項

1. 募集概要

「地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業」(以下「本事業」という)を実施する、宅地建物取引業者を構成員とする団体等(以下「モデル事業者」という)を募集するものです。

2. 本事業の目的

近年、全国の空き家の総数は増加の一途をたどっており、平成25年時点で空き家の総数は約820万戸、住宅ストック総数の13.5%を占めています。また、世帯が所有する空き地面積は、平成15年からの10年間で約1.4倍に増加しています。

空き家・空き地等の流通・利活用が進みにくい背景として、空き家・空き地等の有効活用・管理には、不動産取引の専門家である宅地建物取引業者の協力が不可欠ですが、地方公共団体と宅地建物取引業者等が連携・協力した取組は全国的に広がっていないことが挙げられます。これらの課題を解消し、不動産分野における生産性の向上を図り、我が国の経済成長に貢献するためには、国民の未利用資産である空き家・空き地等の不動産ストックについて、需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等により、その流動性を高め、有効活用を推進する必要があります。

本事業は、地域の空き家・空き地等の利活用に取り組む地方公共団体と宅地建物取引業者等が連携したモデル事業者を募集し、空き家・空き地等の流通促進を図ることを目的としています。

3. 募集対象者

(1) 応募要件

モデル事業者の構成員の中に宅地建物取引業者(法人)が含まれていることが要件となります(宅地建物取引業者が会員等となっている社団法人や特定非営利活動法人等も応募できます)。

なお、モデル事業者に地方公共団体が含まれている場合や地方公共団体と協定を締結している等、空き 家対策に係る地方公共団体の施策と十分な連携が図られていると認められる場合には、積極的に選定す ることとします。

- 注1) 団体の場合、法人格は不要となります。また、合併、事業協同組合、協業組合などモデル事業 者の母体となる法人を新たに設立する場合、応募時点において登記等の手続きが完了している 必要はありません。
- 注2) <u>単独事業者による応募は認められません。</u>また、本募集開始日時点において、応募事業者を構成する者が親会社と子会社、兄弟会社など、資本関係がある法人のみで構成される場合は募集対象となりません。
- 注3) モデル事業者又はその構成員が、平成26年5月1日以降に、行政処分(免許取消、業務停止、 指示)を受けている等、当事業の実施事業者として相応しくないと判断した場合には、採択を 行いません。

(2) 事業管理者

モデル事業者は、事業の管理運営、構成員相互の調整を行うとともに、国土交通省から委託を受けた株式会社価値総合研究所(以下「事務局」という)への支援金の交付申請、支援金にかかる一切の収支管理や財産管理(産業財産権を含む。)、事業報告書の作成等を行う責任者となる事業管理者を置く必要があります。

事業管理者は、本事業を遂行するために十分な管理能力を有する者とします。

(3)事業連絡者

モデル事業者は、事業管理者とは別に、国土交通省及び事務局との連絡窓口となる事業連絡者を少なく とも1名置く必要があります。

なお、事業連絡者は国土交通省及び事務局への連絡(事務局からの連絡はメールが中心となります)や、 事業に関連して発生する資料作成等のため、以下の能力を有することを条件とします。

- ・ インターネットが利用可能な環境にあること
- ・ 電子メールを用いた連絡及び対応が可能であること
- ・ Microsoft 社の Word・Excel・Powerpoint を用いた資料作成等が可能であること

4. 募集対象となる事業

募集対象となる事業は以下に例示するような、地方公共団体等との連携等により、地域の空き家・空き 地等の利活用等を促す取組みとなります。また、空き家等の需給のミスマッチの解消や、新たな需要の創 出を推進することを目的としていますので、継続的な事業展開や成果の達成、相当程度の需要開拓が見込 まれるようなビジネスモデルを積極的に選定することとします。

<参考:募集対象となる事業の一例>

【空き家・空き地等に関する相談体制の構築、相談受付】

- ◇相談会の開催等を通した空き家・空き地等の所有者からの相談の受付
- ◇空き家化を未然に防ぐための遠隔地居住者向け相続不動産相談
- ◇地域の流通・活用可能な空き家情報の収集・蓄積のための新システムの導入
- ◇相談対応に必要な人材育成、マニュアルづくり など

【空き家・空き地等の流通・利活用等についての情報提供・提案・コンサルティング】

- ◇空き家・空き地等の利活用方策のコンサルティング
- ◇リフォーム事業者との連携による移住希望者向けリフォーム提案
- ◇空き家所有者予備軍向けに、空き家問題や相続に関する意識啓発を実施
- ◇地方に空き家を所有する者向けに、空き家の利活用方策を示し、意識啓発及び空き家情報の取得
- ◇空き家・空き地等の情報の発信、利活用マッチングシステムの提供・運用
- ◇遠隔地の空き家に対し、VR・3D カメラ・オンライン技術等を活用した物件情報の提供・内覧サービスの効果実証
- ◇地方公共団体との連携による「全国版空き家・空き地バンク※」の普及促進 など

※平成 29 年度国土交通省の支援事業として、地方公共団体と連携して空き家・空き地等の物件情報の掲載、検索等が可能な「全国版空き家・空き地バンク」を、アットホーム(株)、(株)LIFULL がそれぞれ構築し、運営しています。(参考URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html)

【空き家・空き地等の新たな活用方法の開発・普及】

- ◇地域の実情に応じた空き家活用マニュアルの作成、普及
- ◇古民家等の用途転換・再生を推進するためのノウハウの整理・普及
- ◇隣地取得の促進のための広報や隣地取得が地域に与える効果の検証
- ◇金融機関等との連携による空き家・空き地等の利活用のための金融商品の開発・普及
- ◇空き家を高齢者向けに提供・活用するためのノウハウ整理・普及
- ◇空き家を外国人向けに提供・活用するためのノウハウ整理・普及
- ◇空き家改修の手間やコストを削減する方法の開発・普及
- ◇DIY 型賃貸借の普及のための商品開発・普及 など

【空き家・空き地等を地域資源とした活用提案】

- ◇地域に創業者を呼び込み地域活性に繋げるための空間として活用
- ◇地域のコミュニティやまちづくりの拠点として活用 など

【空き家・空き地等に関する人材育成・組織の確立】

- ◇空き家・空き地等の利活用等の方策を担う人材の育成
- ◇空き家の適正管理のための人材育成、マニュアルづくり
- ◇ワークショップ等を通じた空き家利活用者の担い手確保 など

5. 事業全体の流れ

事業全体の流れは以下のとおりです。モデル事業者の事業期間は本事業の採択決定通知書が交付された日の翌日から、最長で2020年1月31日までとなります。

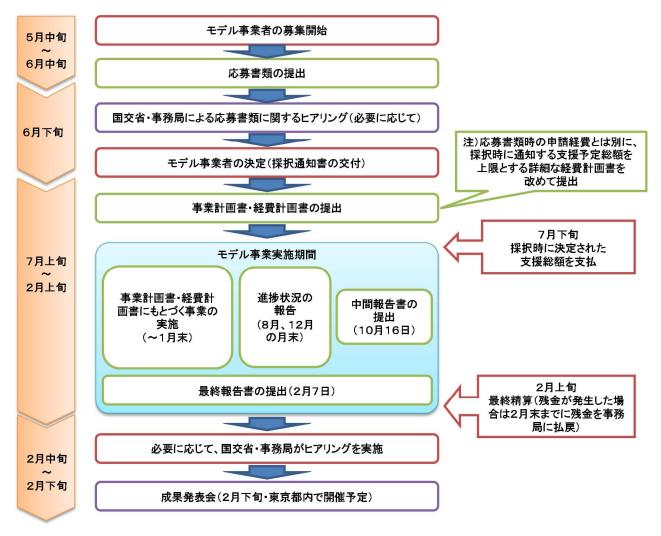


図 事業の流れ

(注) 赤色は国土交通省及び事務局が行う活動、黄緑色はモデル事業者が行う活動、紫色は全者が行う活動をさす。

6. 必要となる経費に対する支援

- (1) 支援対象となる経費
- ① 支援対象となる経費

本事業において支援対象とする経費(以下「支援対象経費」という)は、本事業を行うために必要な経費のうち、次の表に掲げるものを対象とします。

支援対象経費は、応募書類の一つである事業計画書(様式3)に記載された事業内容に合致していることが条件となります。

経費の区分	支援対象経費の例示
(a)謝金等	・外部の講師や専門家等への謝金
	(注)モデル事業者の構成員への謝金や賃金は対象外とします。
(b) 旅費·交通費	・外部の講師や専門家等の旅費
	・モデル事業者の構成員が行う打合せや現地調査等に係る交通
	費
	・国土交通省や事務局との打合せ、成果発表会等に参加するた
	めの旅費・交通費 等
	(注)通常の用務と区別のつかない旅費や出張中の手当等は対
	象外とします。
(c) 周知活動に関する経費	・本事業を周知するためのチラシやパンフレット等の製作費(デザ
	イン料)や印刷費
(d) 直接経費	•会議開催費
	•会議室借用料
	•印刷製本費
	•通信費、郵便代
	・文房具等の消耗品購入費
	(注)会議における食事代、懇親会経費は原則として対象外としま
	す。
(e) その他	企画内容に応じて、事務局との協議により決定

なお、記載にあたっては、事業の全体に係る経費を記載の上、支援対象として申請する経費を区分して記載してください。また、実際の支援額は本事業の趣旨に照らし総合的に考慮して決定しますので、必ずしも経費計画書(様式4)により申請された金額と一致するとは限りません。

② 支払方法

支援対象経費は、採択時に決定された支援予定総額(全額)を事業開始時点で指定の登録口座に振り込みます(2019年7月下旬を予定)。事業完了後、最終精算(2020年2月上旬を予定)を行い、その時点で使用した事業経費の総額が支援予定総額を下回る場合は、金額の大小に関わらず残金を2020年2月下旬までに事務局指定の口座に払戻していただきます。詳細については、選定されたモデル事業者の事業管理者にメール等でご連絡いたします。

(2) 支援対象とならない経費

本事業において、以下の経費は支援の対象とはなりません。

- モデル事業者構成員の事務所賃料、駐車場賃料、事務所雑費(水道光熱等管理費)等
- ・ 空き家・空き地等の取得費
- ・ サービスを提供するための直接的な経費(売上原価に係る支出は申請出来ません)
- ・ 他の補助金等の支給対象となっている経費
- ・ その他、本事業の実施に関連性のない経費

(3) 支援額

本事業における各モデル事業者への1事業者あたりの支援上限額は、200万円(税込)とし、15団体程度を採択予定としています。

なお、実際の支援額は、「8.審査及び選定」に示した審査項目を基に、本事業の趣旨に照らし、国土交通省及び事務局が提案内容を厳正に審査した上で決定しますので、経費計画書(様式4)で申請した経費全額が支援額となるわけではありません。あらかじめご留意ください。

そのため、<u>採択決定後、事務局から通知する支援額を上限とする詳細な経費計画書を改めてご提出いた</u>だきます。

(4) 積算方法

下表に項目があるものはそれに基づき、その他については、可能な限り見積書等に基づき積算してください。

経費の区分	標準単価・備考	
(a)謝金等	・外部の講師・専門家等への謝金	
	大学教授級 7,900 円/1 時間	
	大学准教授級 6,100円/1時間	
	大学助教・助手級 4,600円/1時間	
(b) 旅費·交通費	・交通費:実費(経路を示すこと。特別車両・上級座席の料金は	
	対象外。また、車での移動の場合は、1kmあたり(端数切捨	
	て)の費用を37円として移動距離を乗じて計算してください)	
	•宿泊費:上限 10,000 円/1泊(税別)	
(c) 周知活動に関する		
経費	・複数社から見積りを取り、見積額が最も低い社と契約すること	
	(複数社から見積りを取ることが困難な場合、理由書を提出し	
(d)直接経費	てください)	

(5) 事業期間

本事業を実施する期間(支援対象となる経費の発生期間)は、本事業の採択決定通知書が交付された日の翌日から、最長で2020年1月31日(金)までとします。なお、事業期間の前または後に必要となった経費については、支援の対象外となります。

ただし、2020年2月下旬頃に開催予定の「成果発表会(東京都内で開催予定)」において活動内容・事業成果を報告していただききますので、「成果発表会」に参加するための交通費につきましては「支援対象経費として計上」することができます(ただし、支援対象となる1モデル事業者からの参加者は2名を上限とします)。

7. 応募手続き

(1) 募集期間(応募書類提出期限)

2019年5月13日(月)午前10時 ~ 2019年6月14日(金)午後6時

※当日必着、提出期限厳守のこと。

また、応募を検討される方は、「地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業参加表明書(様式1)」を、2019年6月4日(火)午後6時までに事務局まで提出してください。参加表明書の受領後、事務局より受領のご連絡をさせていただきます。

本事業の内容や応募様式等についてのご質問・ご相談等がありましたら、事務局までお問い合わせください。問い合わせ先は下記「(2)提出先」をご確認ください。

(2) 提出先

応募手続き(応募・審査・選定)、事業者選定後の支援金交付手続き(申請・事業実施・支払い)に関するお問い合わせ・書類の送付は、本事業の事務局(株式会社価値総合研究所)までお願いいたします。

【問合せ先(事務局)】

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 15 階

株式会社価値総合研究所

地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業係(担当:北川、西尾)

Tel: 03-5205-7903 Fax: 03-5205-7922

e-mail: fudosanryutsu@vmi.co.jp

問合せ受付時間:午前10時~午後6時(土・日・祝日を除く)

(3) 提出方法

下記のいずれかの方法にて、「応募書類の作成・記入要領」に定める応募書類を提出してください。なお、提出期限を過ぎたものは、如何なる理由があっても受け付けません。

① 郵送 (簡易書留等)

※事務局から応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法(簡易書留等)で提出してください。

※「地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業 応募書類在中」と、封筒に朱書きしてください。

② 事務局に持参

※事務局に持参する場合は、あらかじめ事務局に連絡の上、日時を調整してください。

③ 事務局にメール

※事務局にメールする場合は、あらかじめ事務局に連絡の上、送信日時・方法等を調整してください。

(4) 提出書類

「応募書類の作成・記入要領」に定める応募書類一式を2部提出してください。

※必要に応じ、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。提出書類等の返却はいたしません。

8. 審査及び選定

(1) 審査·選定

国土交通省及び事務局で応募書類に基づいて書類審査を行い、本事業を行うモデル事業者を選定します。

なお、原則として審査の経過や方法等に関する問合せには応じません。あらかじめご了承ください。

(2) 審査内容

国土交通省及び事務局では、応募要件を満たしている提案者の応募内容について、以下の観点から審査を行います。

① 本事業の理解度(的確性)

本事業の趣旨を理解し、事業提案の背景となる課題の解決に対して、提案内容が的確に対応しているか否かについて審査します。

② 実現可能性·継続可能性

提案された事業内容の実現可能性について、実施体制、スケジュール、資金計画等の観点から審査します。また、本事業終了後も、提案された事業内容が継続可能かどうか、特に実施体制における構成員の役割分担や機能が明確であるか、それにもとづき今後の継続実施の可能性について審査します。

③ 先進性·独自性·汎用可能性

地域の空き家・空き地等が、一般的な不動産流通の仕組みの中で利活用等を行うにあたり課題となっている部分について、提案内容が課題の解決に繋がる効果的な取組であるか、持続的に取組実施が可能であるかといった観点から、先進性・独自性・汎用可能性について審査します。

④ 具体性·成果導出性

課題解決に対する効果が期待できるか、事業提案内容の具体性・成果導出の可能性について審査します。

⑤ その他

①~④以外の視点による提案があれば評価の対象とします。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、2019年6月28日(金)頃に、事務局から直接応募者へ通知します。また、選定結果は事務局のHPでも公表します。

9. モデル事業者の責務等

(1) 事業管理者の役割

事業管理者は、善良なる管理者の注意をもって適切に事業を管理し、本事業の目的に従った効果的運営を図ってください。また、当該事業によって得られた成果等について、事業期間の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、継続的に活用してください。

(2) 実施状況の報告

事業の進捗状況については、国土交通省及び事務局との間で定期的に連絡を行っていただきます。事務 局に対して、以下の報告書を提出していただきます。

○進捗状況報告

事業開始後、8月、12月の末日正午までに「進捗状況報告」を行っていただきます。 なお、報告は事務局HPに設置する入力フォームから行っていただきます。

○中間報告書

事業期間の中間時点での進捗状況を、2019年10月16日(水)正午までに「中間報告書」として事務局に電子メールで提出していただきます。

なお、中間報告書の様式は採択後に事務局より配布します。

○最終報告書

事業期間終了後、本事業の成果を、2020年2月7日(金)正午までに「最終報告書」として事務局に電子メールで提出していただきます。

なお、最終報告書の様式は採択後に事務局より配布します。

(3) 計画変更の承認等

事業管理者は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交 通省及び事務局の承認を得なければなりません。

- ・事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ・事業を中止し、又は廃止する場合

また、事業管理者は、やむを得ない事情により、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省及び事務局に報告してその指示を受けなければなりません。

(4) 経理の報告

本事業に係る経理については、収入及び支出を事業管理者の他の活動と区別して経理処理(区分経理) を行うとともに、これら本事業活動に係る帳簿書類(独立した出納帳簿の作成と領収書、伝票類の台紙への整理等)を、事務局が指示した時及び事業終了時に提出していただきます。

(5) 法令等に違反した場合

本事業の実施者が、関係法令及び本募集要項等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、支援金の交付取消・返還等の措置を行いますので、ご注意ください。

10. 個人情報の取り扱いについて

応募書類にご記入いただいた事業管理者氏名、連絡先等の個人情報については、本募集の審査結果の通知及び選定後の本事業に係る国土交通省及び事務局からの問い合わせや連絡以外には使用いたしません。

11. その他

事業実施に係る細則等については、選定されたモデル事業者の事業管理者に電子メール等でご連絡いたします。

応募書類の作成・記入要領

1. 応募を検討いただくにあたり、地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業参加表明書 (様式1)を事前にご提出いただきます。参加表明書には、所属団体名とその所在地、参加表明書 提出者氏名および連絡先(電話番号、Eメールアドレス)をご記入の上、提出者氏名欄に記載された方の押印の上事務局までご提出ください。

参加表明書の提出期限は、2019年6月4日(火)午後6時になります。

- 2. 地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業応募様式(様式2)をご提出いただきます。応募様式には、下記1)~4)の項目をご記入ください。(A4用紙、枚数自由)
 - 1) 応募事業者名(モデル事業者名称)
 - 2) 事業管理者名及び事業管理者連絡先
 - ○必ず押印してください。
 - 3) 事業連絡者名及び事業連絡者連絡先
 - ○事業管理者とは別に、少なくとも1名の事業連絡者を記載してください。
 - 4) 構成員事業者名及び所在地
 - ○構成員となる団体等の名称等を記載してください。
 - ○応募書類提出時点で参画を検討中の者がいる場合等は、それが分かるように記載してく ださい。
- 3. 事業計画書 (様式3) をご提出いただきます。事業計画書には、下記1) \sim 5) の項目をご記入ください。 (A4 用紙 6 枚以内)

下記の点を留意の上、事業の概要を記載してください。

- 1) 事業の概要
 - ○行おうとしている事業の概要を300字程度で記載してください。
- 2) 現状の課題
 - ○提案する事業実施により、地域の空き家・空き地等の利活用等に関する現状のどのよう な課題について解決されるのか、記載してください。
- 3) 事業の内容・特徴
 - ○行おうとしている、地域の空き家・空き地等の利活用等を促すための事業の特徴を記載 してください。
 - ○本募集要項8ページに記載されている審査項目(①本事業の理解度(的確性)、②実現可能性・継続可能性、③先進性・独自性・汎用可能性、④具体性・成果導出性、⑤その他) ごとに、具体的に表現してください。
 - ○本年度に実施する事業の内容を記載してください。たとえば、セミナー等を開催する場合には、内容、規模、回数等を具体的に記載してください。
 - ○本事業を通した空き家・空き地等の利活用を促す取組又は利活用を行った件数等の定量 的な成果目標を記載してください。
 - ○事業実施期間が翌年度にまたがる場合には、本年度までの事業内容と来年度に想定する

事業内容を分けて記載し、特に本年度事業内容について詳細に記載してください。

- ○本年度に達成する目標・成果を踏まえ、現時点で予定している翌年度以降の展開を記載 してください。
- ○その他、本事業を実施する上で特徴的なものがあれば記載してください。
- 4) 事業の実施体制(役割分担)
 - ○構成員それぞれの役割分担がわかるように具体的に記載してください。
- 5) 事業のスケジュール
 - ○3)で記載した内容についての実施スケジュールを月別に記載してください。なお、支援の対象となる事業実施期間は、本事業の採択決定通知書が交付された日の翌日から最長で2020年1月31日(金)までとします。
- 4. 経費計画書(様式4)をご提出いただきます。本募集要項5~6ページで示している支援対象経費を 参考に、事業全体の経費計画と支援を申請する経費計画の概算および用途を区分ごとに記載してくだ さい。
 - ○実施する事業のうち、どの目的のために使用する経費であるか、事業計画との関係性が分かる ようにしてください。
 - 例)「空き家利活用ワークショップ」で講師に謝金を支払う場合
 - →費用の使途・用途欄に以下を記載
 - ・空き家利活用ワークショップ講師謝金:○○円 ※講師謝金とだけ記載しないようにしてください。
 - ○申請できる支援額の上限は200万円(税込)となりますのでご注意ください。
 - ○金額は消費税等を含めて記載してください。
 - ○採択後、支援額を上限とする詳細な経費計画書をご提出いただきます。
- 5. 暴力団排除に関する誓約事項(様式5)をご提出いただきます。事業管理者名を記入し、押印の 上、ご提出ください。
- 6. その他参考資料(任意様式)
 - ○様式2~5に加え、事業の概要または詳細がわかる書類等があれば添付してください。

地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業 参加表明書

「地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業」の応募書類に基づくモデル事業者選定に参加したいので、参加表明書を提出いたします。

令和 年 月 日

団 体 名

住 所

提出者氏名 印

電話番号

Eメール

地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業 応募様式

1)応募事業者名			
(モデル事業者名称)			
2)事業管理者名			
			印
事業管理者連絡先	Ŧ		
	住所:		
	担当者名:		
	Tel	Fax	
	e-mail		
3)事業連絡者名1			
事業連絡者1連絡先	₹		
	住所:		
	担当者名:		
	Tel	Fax	
	e-mail		
事業連絡者名2			
事業連絡者2連絡先	₹		
	住所:		
	担当者名:		
	Tel	Fax	
	e-mail		

[※]事業管理者とは別に、少なくとも1名の事業連絡者名及び連絡先を記載してください。

4) 構成員事業者名	
及び所在地	
及び別在地	
・構成員となる	
団体等の名称等を記	
載してください。	
・応募書類提出時点で	
参画を検討中の者が	
いる場合等は、それ	
が分かるように記載	
してください。	

事業計画書

	7 A N C B
1)事業の概要	○行おうとしている事業の内容を 300 字程度で記載してください。
2) 現状の課題	○提案する事業実施により、地域の空き家・空き地等の利活用等に関する
	現状のどのような課題について解決されるのか、記載してください。
3) 事業の内容・特徴	○行おうとしている、地域の空き家・空き地等の利活用等を促すための特
	徴を記載してください。
	○本募集要項8ページに記載されている審査項目(①本事業の理解度(的
	確性)、②実現可能性・継続可能性、③先進性・独自性・汎用可能性、
	④具体性・成果導出性、⑤その他)ごとに、具体的に表現してくださ
	٧٠°
	○本年度に実施する事業の内容を記載してください。たとえば、セミナー
	等を開催する場合には、内容、規模、回数等を具体的に記載してくださ
	い。
	○本事業を通した空き家・空き地等の利活用を促す取組又は利活用を行っ
	た件数等の定量的な成果目標を記載してください。
	○事業実施期間が翌年度にまたがる場合には、本年度までの事業内容と来
	年度に想定する事業内容を分けて記載し、特に本年度事業内容について
	詳細に記載してください。
	○本年度に達成する目標・成果を踏まえ、現時点で予定している次年度以
	降の展開を記載してください。
	○その他、本事業を実施する上で特徴的なものがあれば記載してくださ
	l V 'o
4) 事業の実施体制	○構成員のそれぞれの役割分担がわかるように具体的に記載してくださ
(役割分担)	٧٠°
5)事業のスケジュール	○3) で記載した内容についての実施スケジュールを月別に記載してくだ
	さい。なお、支援の対象となる事業実施期間は本事業の採択決定通知書
	が交付された日の翌日から最長で 2020 年 1 月 31 日 (金) までです。

※必要に応じて枠の大きさを変更しても構いません。(A4用紙6枚以内)

経費計画書

(事業全体の経費と支援を申請する経費の概算及び用途を区分ごとに記載してください。)

経費の区分	費用の概算	費用の使途・用途(具体的に)
(a)謝金等	Ħ	
(b) 旅費·交通費	E	
(c)周知活動に 関する経費	æ	
(d)直接経費	H	
(e) その他	Ħ	
合計	Ħ	

- ※申請できる支援額の上限は 200 万円 (税込) です。費用の概算額とあわせて、申請する支援額を区分 ごとにご記入ください。
- ※費用の使途・用途は必ずご記入ください。
- ※実施する事業のうち、どの目的のために使用する経費であるか、事業計画との関係性が分かるように してください。
 - 例)「空き家利活用ワークショップ」で講師に謝金を支払う場合
 - →費用の使途・用途欄に以下を記載
 - ・空き家利活用ワークショップ講師謝金:○○円 ※講師謝金とだけ記載しないようにしてください。
- ※金額は消費税等を含めてください。
- ※採択後には、合わせて通知する支援予定総額を上限とする詳細な経費計画書を改めてご提出いただきます。
- ※必要に応じて枠の大きさを変更しても構いません (用紙1枚に収める必要はありません)。

暴力団排除に関する誓約事項

団体(又は協議会)及びその構成事業者は、下記のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、事業計画書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務局をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正は利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を提供するなどの直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

事業管理者名

印